

令和3年7月19日

個人情報の漏えいについて

消費者庁食品表示企画課（以下「食品表示企画課」といいます。）が、令和3年7月21日に開催予定の第4回玄米及び精米に係る食品表示制度改正等に関する食品関連事業者向けオンライン説明会（以下「説明会」といいます。）について、オンラインで参加をされる予定の方々に対して、説明会の開催案内を送信する際に、オンラインで参加をされる方々全員のメールアドレスが表示される形で招待メールを一斉送信していたことが判明しました。

関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 事案の経過

令和3年7月15日17時01分、食品表示企画課から、説明会をオンラインで参加される36名の方々に対して、参加の御案内をするための招待メールを送信する準備をしていた際、操作を誤り、参加される方々全員のメールアドレスが表示される形で招待メールを一斉送信しました。

令和3年7月19日14時10分、参加者の方からの問い合わせを受けて判明しました。なお、住所、電話番号等その他の個人情報は含まれておりません。

2. その後の対応

令和3年7月19日17時02分に、当該招待メールの送信先の皆様方全員に、電子メールにより、案内した招待メールの削除をお願いするとともに、お詫びをいたしました。

3. 再発防止策について

今後、このような事態が生じないよう、職員に対して個人情報保護の重要性等についての教育を徹底するとともに、会合の開催案内に当たっては担当者による複層的なチェックを行うなどの実効的な措置を講じる等個人情報の管理を更に強化し、再発防止に努めてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁食品表示企画課（担当：谷口、一条）

電 話：03-3507-9223

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>